

# 計画書

大槌都市計画特定用途制限地域の変更（大槌町決定）

都市計画特定用途制限地域を次のように変更する。

種類	面積	制限すべき特定の建築物等の用途の概要
特定用途制限地域	約93ha	<ul style="list-style-type: none"><li>・店舗、飲食店、劇場、競技場その他これに類する用途に供する建築物であってその用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートルを超えるもの</li><li>・マージャン屋、パチンコ屋、射的場、勝馬投票券発売所等</li><li>・キャバレー、ダンスホール、個室付浴場業に係る公衆浴場等の風俗営業施設</li><li>・自動車教習所を除く学校</li><li>・診療所、病院</li><li>・巡査派出所、郵便局、図書館、老人ホーム、保育所等の公共施設</li><li>・危険性が大きいか著しく環境を悪化させるおそれがある工場</li><li>・危険物(火薬、石油類、ガスなど)の貯蔵・処理の量が多い施設</li><li>・産業廃棄物処理施設等</li></ul>

※規制すべき特定の建築物の用途の詳細については、「大槌町特定用途制限地域における建築物等の制限に関する条例」において定める。

「位置及び区域は計画図表示のとおり」

理由

沢山地区の大槌川沿岸の一部区域における用途地域の変更に合わせ、特定用途制限地域を変更するものである。

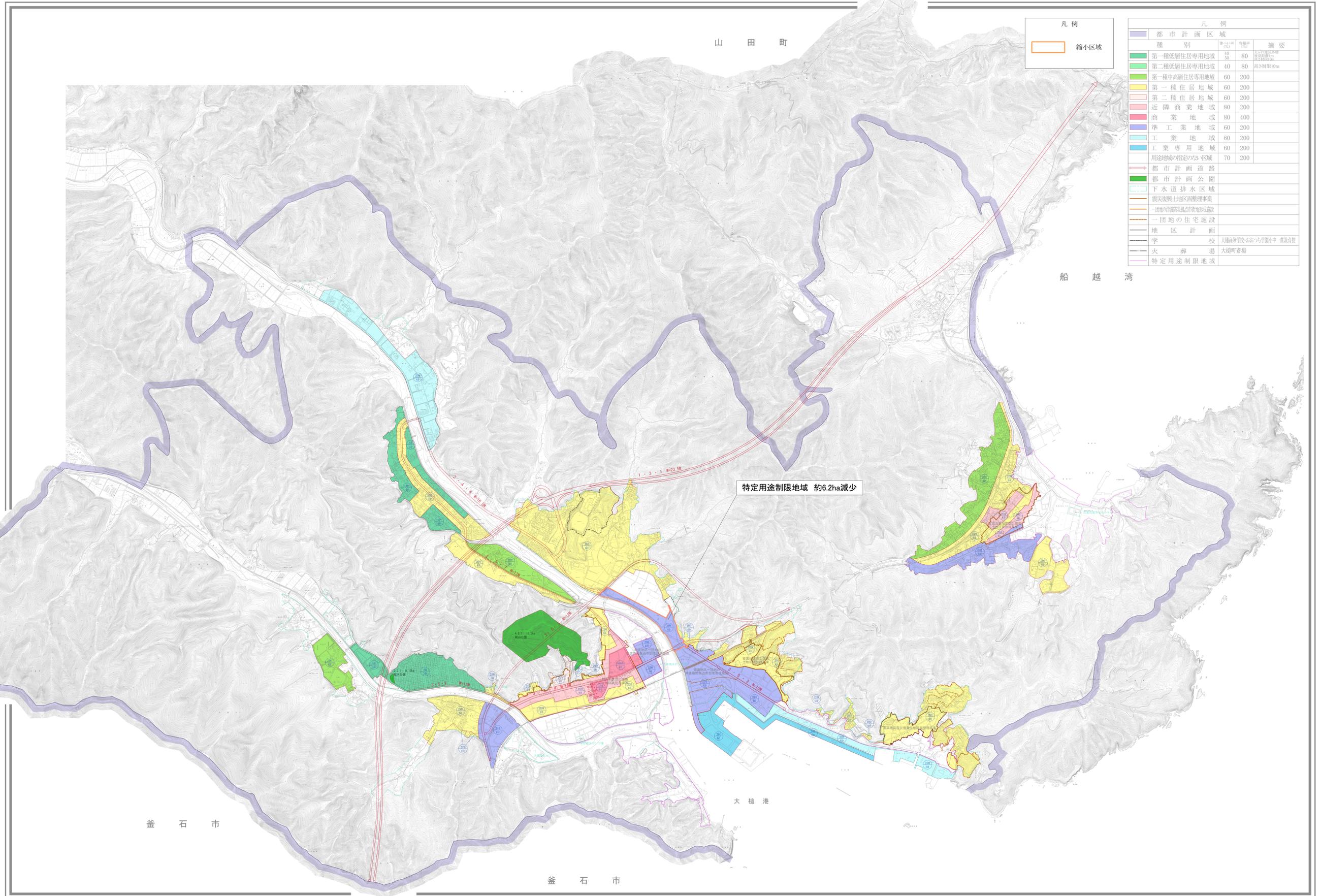
## 変更理由書

現在、沢山地区において、既に工場等が立地している大槌インターチェンジと大槌漁港を結ぶ大槌小国線沿線の一部を、産業系施設の利便向上を適切に誘導する用途地域に指定する予定とし手続きを進めている。

この用途地域の変更に合わせて、特定用途制限地域を縮小するものである。

1:10,000

# 大槌町都市計画総括図



凡例

縮小区域
------

凡例

種別	種別	容積率 (%)	高さ (m)	摘要
第一種低層住居専用地域	40	80	高さ制限10m	
第二種低層住居専用地域	40	80	高さ制限10m	
第一種中高層住居専用地域	60	200		
第一種住居地域	60	200		
第二種住居地域	60	200		
近隣商業地域	80	200		
商業地域	80	400		
準工業地域	60	200		
工業地域	60	200		
工業専用地域	60	200		
用途地域指定の中心区域	70	200		
都市計画道路				
都市計画公園				
下水道排水区域				
震災復興土地区画整理事業				
一団地の建設拠点市街地形成施設				
一団地の住宅施設				
地区計画				
学校				大槌高等学校・おつづき学園小中一貫教育校
火葬場				大槌町斎場
特定用途制限地域				

山田町

船越湾

大槌港

金石市

金石市

凡例

記号

国土院

1:10,000

0 100 500 1000m

国土院

1:10,000

0 100 500 1000m

国土院

1:10,000

0 100 500 1000m

平成23年測量

1. (1)平成23年6月撮影空中写真(C10-2011-4 C30-31)

2.平成23年8月現地調査